

第4章 将来像を実現するための施策

将来像を実現するための施策について、体系と施策内容を整理します。

4-1 施策の体系

施策の体系は下表の通りです。

表－施策の体系

基本方針1 まもる緑 ～豊かな自然環境の保全と活用～	
(1) 本市を特徴づける 緑の保全と活用	①史跡・名勝・天然記念物等の保全と活用 ②風致地区の維持 ③緑地協定の締結
(2) 都市の輪郭と なる緑の保全	①国立公園等の保全 ②保安林の保全 ③景観に配慮した緑地の保全 ④市街化調整区域における緑地の保全 ⑤その他緑地の保全
基本方針2 つくる緑 ～社会情勢を踏まえた緑地空間の整備～	
(1) 都市公園等の 充実・見直し	①都市公園・都市計画公園の整備 ②都市公園に準じる公園緑地の整備
(2) 各種主体との 連携による 緑地空間の整備	①各種事業と関連した緑地空間の整備 ②民間活力の導入 ③空き地等の低未利用地の活用 ④ユニバーサルデザインの推進
基本方針3 つかう緑 ～多様な主体による緑地空間の利活用～	
(1) 利活用しやすい 仕組みづくり	①都市公園における簡易な利用申請方法の確立 ②相談窓口の機能強化 ③支援情報・活動内容のPR
(2) 民間事業者等の 取組支援	①都市公園の管理運営に関する官民連携 ②事業提案・アイデアの募集
(3) 多様な主体との 連携	①様々な事業主体と連携した施策の展開 ②パークマネジメントを推進する体制の充実 ③ガーデンツーリズムによる近隣市町との連携
基本方針4 育てる緑 ～協働による良好な緑地空間の維持管理～	
(1) 公有地の緑化	①河川・水路の緑化 ②道路空間の緑化 ③公共施設等の緑化
(2) 民有地の緑化	①住居系の緑化 ②商業業務系の緑化 ③工業系の緑化
(3) 緑化推進の 仕組みづくり	①緑化推進体制の充実 ②維持管理・運営管理に関する地域への権限移譲
(4) 緑化活動の推進	①各種団体等との連携による緑化推進 ②緑に関する人材・団体の育成と登録・活用 ③緑のイベント・キャンペーンの開催

4-2 施策内容

【基本方針1】 まもる緑 ～豊かな自然環境の保全と活用～

(1)本市を特徴づける緑の保全と活用

①史跡・名勝・天然記念物等の保全と活用

・本市には、樹齢を重ねたクロマツが多く残存する「沼津御用邸記念公園」や大瀬崎一帯に生育する「ビャクシン」等、長い歴史の中で大切にされてきた施設や自然環境が数多くあります。これらは、本市のあゆみを伝えるかけがえのない場所であることから、今後も市民に愛される本市のシンボルとして保全していくとともに、より理解を深めるための活用を図ります。



沼津御用邸記念公園

・「沼津御用邸記念公園」は、園内の一部が2016年（平成28年）に国から名勝に指定されました。近代以前からの松林の優れた風致や多様な眺望景観等が評価された指定であるため、これらの価値が損なわれないよう、適切な維持管理を行うとともに、名勝としての価値を次世代に伝えていくための効果的な活用を図ります。



大瀬崎のビャクシン

・戸田地区は、特徴的な海岸線を有する御浜岬、美しい眺望を望む達磨山、住宅地を流れる大川などの環境と、国の重要文化財である松城家住宅やロシアとの繋がりに由来したプチャーチンロード等の歴史施設が調和し、周囲の自然とともにまちの歴史が体感できる地域であることから、恵まれた豊かな自然環境の保全と地域の特色を活かした活用を図ります。

歴史公園

長浜城跡（国指定史跡）と帯笑園（国登録記念物）については、各施設が有する歴史や文化が次世代に継承されるよう維持管理を行うとともに、歴史学習の場としてだけでなく、豊かな自然観察の場として活用を図ります。

興国寺城跡（国指定史跡）において、調査成果を踏まえた保存活用計画や復元整備計画の策定を推進し、市民に親しまれる歴史公園としての整備を目指します。

高尾山古墳は国史跡指定を目指し、史跡指定後は市民に親しまれる歴史公園として整備を目指します。

②風致地区の維持

・都市の風致の維持を目的とし、良好な自然的環境に富んだ土地が指定の対象となります。建築物の建築等に対する規制を行うことにより、周辺の自然環境と調和した良好な風致の維持を図ります。

【風致地区一覧】

香貫山風致地区	本市のシンボル景観である香貫山を中心とした自然的景観を保全・活用します。
徳倉山風致地区	市民の身近な里山として親しまれている沼津アルプスの自然的景観を保全・活用します。
桃郷風致地区	沼津御用邸記念公園を中心とした歴史性・文化性の高い風致を保全・活用します。
牛臥風致地区	我入道公園を中心とした良好な海岸沿いの風致を保全・活用します。
千本風致地区	豊かな自然環境との調和を図り、千本浜公園を中心とするクロマツが生育する良好な海岸沿いの風致を保全・活用します。

③緑地協定の締結

- ・計画的な整備によって緑豊かな住宅地の形成を図る地区に適用するとともに、現行計画区域を継続指定します。

(2)都市の輪郭となる緑の保全

①国立公園等の保全

- ・国立公園の優れた自然景観を保全するとともに、市民の保健、休養等に資する活用を図ります。
- ・内浦から戸田にかけて、富士箱根伊豆国立公園の指定を受けており、現行区域を継続するとともに、適切な保全を図ります。
- ・静岡県自然環境保全条例で定める自然環境保全地域である愛鷹山自然環境保全地域について、現行区域を継続するとともに、適切な保全を図ります。

②保安林の保全

- ・水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、干害の防備、落石の防止、公衆の保健、風致の保存などを目的としており、現行区域を継続します。

③景観に配慮した緑地の保全

- ・市域を取り巻く山並みは、本市の輪郭となる山地や丘陵地等によって優れた自然景観を形成していること、また市街地においても周辺景観と調和した良好な緑地景観の形成が望まれることから、沼津市景観計画に基づき、緑地の適切な保全と修景を図ります。

④市街化調整区域における緑地の保全

- 優れた自然景観の保全に努めるとともに、近隣の住環境や周辺の自然環境と調和した緑地を確保します。

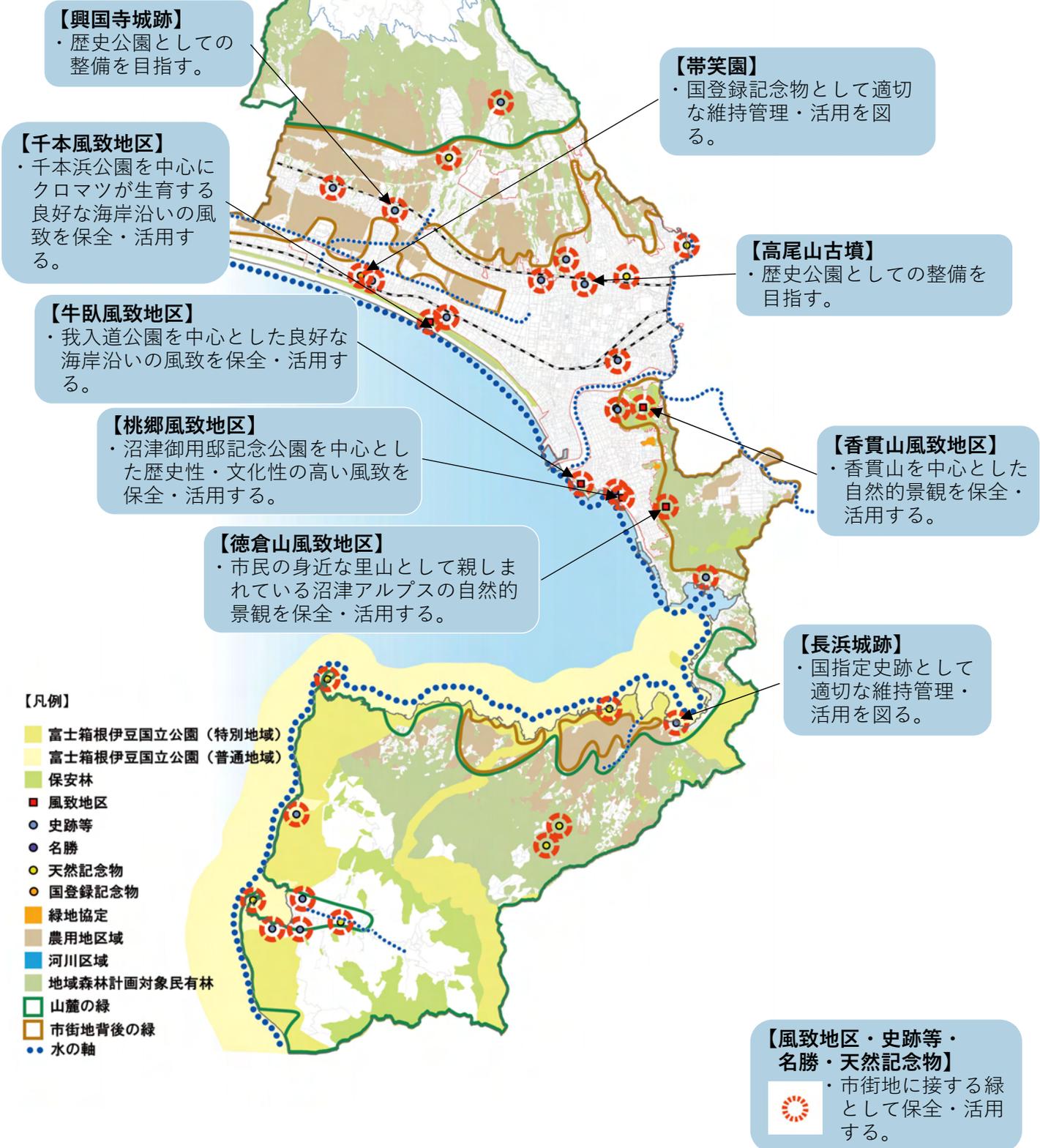
⑤その他緑地の保全

- 上記以外の緑地保全に係る制度として、農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）、河川区域（河川法）、地域森林計画対象民有林（森林法）等があり、現行区域の継続指定を推進します。



長浜城跡（歴史公園）

【まもる緑 方針図】



(1)都市公園等の充実・見直し

①都市公園・都市計画公園の整備

- 本市の市民一人あたりの公園面積は、全国・静岡県内ともに平均値を下回っています。しかしながら本市は、愛鷹山や香貫山等の山林、一級河川の狩野川、日本一の深さを誇る駿河湾、美しい景観の千本松原等、身近に享受できる豊かな自然環境が市民生活と密接に関わっています。このため、市民等との連携を図り、様々な利活用を図ることで既存公園の魅力増進を進めていくことを第一とし、その上で、各地域の将来人口に対する必要量や市民ニーズ等を勘案した結果に応じて、公園整備を進めるものとします。
- 各地域の将来人口に対する必要量や市民ニーズ等を勘案し、必要となる公園機能の見直しを進めます。



香貫山公園



門池公園

<身近な都市公園・都市計画公園（住区基幹公園）>

- 多くの住民が日常生活の中で最も身近に利用する公園であり、各地域の将来人口に対する必要量等を勘案し、適正な配置に努めます。また、市民等との連携を図り、様々な利活用を推進することで既存公園の魅力増進を図ります。

【住区基幹公園一覧】

街区公園	各地域の将来人口に対する必要量や現在の利用状況を勘案して公園整備を進めるとともに、市民等との連携を図り、既存公園の魅力を増進します。
近隣公園	市民や民間との連携を図り、既存公園の魅力を増進します。また、「沼津駅周辺総合整備事業」による貨物駅跡地について、市民ニーズや将来の都市像を勘案し、公園整備に向けた検討を行い、有効な土地利用を図ります。
地区公園	片浜北公園について、周辺の土地利用や市民ニーズ等を勘案し、未開設区域の整備を検討します。

<都市における緑の拠点となる都市公園・都市計画公園（都市基幹公園・緩衝緑地等）>

- 都市計画公園の未開設区域について、人口減少・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に伴い、都市計画決定当初の必要性等に変化が生じている可能性があることから、都市計画公園の見直しを検討します。
- 市が所有する都市公園をはじめとした公共施設・公共空間について、民間のアイデアやノウハウを活かした官民連携による活用や地域特性を活かした整備を促進します。
- 景観計画等の関連計画との整合をとり、沼津らしさの演出、地域特性を活かした整備を図ります。

【都市基幹公園一覧】

総合公園	沼津御用邸記念公園は、名勝旧沼津御用邸苑地保存活用計画に基づき、名勝としての適切な保全と活用を図るとともに、周辺施設等と連携し、近隣市町を含めた周遊性の強化を図ります。また、門池公園は、地域コミュニティ等と連携し、地域の魅力増進に繋がる利活用を図ります。
運動公園	良好な自然環境にある愛鷹運動公園は、スポーツレクリエーション拠点として、県や民間事業者等との連携による整備を図るとともに、自然環境を活かした公園の魅力増進に努め、市民だけではなく、広域からの来園に繋がる利活用を図ります。

【緩衝緑地等一覧】

風致公園	風致公園（島郷、千本浜、我入道、香貫山、片浜）について、風致地区に相応しい維持管理を継続します。また、島郷公園は、未開設の都市計画公園ですが、我入道公園と沼津御用邸記念公園の間に位置し、海のアクティビティで活用されている島郷海岸に隣接しているという優れた立地条件であることから、周辺の風致景観と調和し、地域特性を活かした活用を図ります。
都市緑地	狩野川緑地、鮎壺の滝緑地等、河川と一体となった緑地の充実を図るほか、既開設緑地の保全を継続します。また、原・浮島地区の低湿地等を活用して公園整備を推進し、水と緑の空間創出を図ります。
緑道	蛇松緑道は、周辺の土地利用や市民ニーズ等を勘案し、整備推進を図ります。

②都市公園に準じる公園緑地の整備

- 都市公園に準ずる公園緑地として地域コミュニティとの連携により整備の充実を図ります。

【都市公園に準じる公園緑地整備の一覧】

市民の森	市制60周年記念事業により整備し、地域の共有林を活用した借地型のキャンプ場ですが、経年による施設の老朽化等の課題を抱えていることから、施設の利用状況等も鑑み、課題解決に向けた取組を進めます。
沼川新放水路上部空間	沼川新放水路の上部に生まれるオープンスペースは、関係部署との連携により公園整備を促進します。
その他の公園	その他の公園として、市民公園（自治会管理の公園）があります。街区公園に準じる公園であり、身近な緑として重要であるため、現行の制度を継続します。また、都市計画区域外である戸田地区については、豊かな自然環境を活かし、既存公園の更なる魅力増進を図ります。

(2)各種主体との連携による緑地空間の整備

①各種事業と関連した緑地空間の整備

- ・緑化重点地区における取組を推進するとともに、「沼津駅周辺総合整備事業」、「土地区画整理事業」等の各種事業と整合を図った取組を推進します。

【各種事業と関連した緑地空間の整備一覧】

緑化重点地区整備事業※	「緑の将来像」の早期実現を図るため、地区緑化の実現性及び緊急性、保全すべき良好な緑地の存在に着目し、緑化の推進を重点的に進めていく地区を設定します。特に、「沼津駅周辺総合整備事業」の推進にあたっては、沼津駅周辺の良好な都市環境を創出するため、緑化重点地区における取組との連携が重要となります。
緑化重点地区以外で沼津駅周辺総合整備事業に関連する事業	新貨物ターミナルの整備予定地区について、地域コミュニティや関係部署との連携を図り、緑地確保を推進します。
土地区画整理事業との連携	土地区画整理事業における公園整備と整備済み公園の活用により良好な住環境を創出します。
市民参加の推進	公園整備にあたっては、市民参加のワークショップを実施し、整備内容だけでなく、管理運営についても市民ニーズを取り入れ、地域に愛される公園づくりを進めます。なお、取組の推進にあたっては、「沼津市パークマネジメントプラン」を参考とします。
各種事業との連携	「沼津市中心市街地まちづくり戦略」では、ヒト中心の公共空間を創出するため、沼津駅前の歩行者広場化や駅アクセス街路の再編等を方策に掲げていることから、これらと連携を図り、魅力ある緑地空間の整備を推進します。また、その他関連計画の各種事業と連携した整備に取り組みます。

※「緑化重点地区」は、本計画で示した目標の早期達成を図るため緑化に関する取組を重点的に進める地区として、本計画において設定します。なお、緑化重点地区の概要や具体的な取組については、「第6章 緑化重点地区」に示します。

②民間活力の導入

- 設置管理許可制度やPark-PFIなどの制度を活用した、民間事業者等による都市公園等の施設整備・管理運営を伴う収益事業について、各都市公園等の状況に応じた導入を推進します。また、公募を行う際には、サービス向上や収益還元につながる等の条件を設定します。
- 既存公園等について、市民・民間事業者等との連携を図り、地域の魅力向上に繋がる公園の管理・運営を促進します。
- 取組の推進にあたっては、「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン」を参考とします。

③空き地等の低未利用地の活用

- 神社などの緑の保全、遊休地や地域の広場などを活用した緑地空間について、地域コミュニティや様々な活動団体との連携を図り、地域の魅力増進や良好なまちなみ景観形成に繋がる環境整備、利活用を推進します。

④ユニバーサルデザインの推進

- ユニバーサルデザインの考え方による整備を行います。



民間事業者の創意工夫を活かした INN THE PARK

【つくる緑 方針図】



【沼川新放水路】
 ・上部空間への公園整備を促進する。

【原・浮島地区】
 ・低湿地等を活用して水と緑の空間創出を図る。

【愛鷹運動公園】
 ・民間事業者等との連携による整備を図る。
 ・広域からの集客につながる利活用を図る。

【岡宮5号公園】
 ・土地区画整理事業における公園整備を推進する。

【鮎壺の滝】
 ・河川と一体となった緑地の充実を図る。

【新貨物ターミナル】
 ・地域コミュニティや関係部署との連携を図り、緑地確保を推進する。

【沼津駅周辺】
 ・「沼津駅周辺総合整備事業」等と整合を図った公園・緑地整備を推進する。

【片浜北公園】
 ・未開設区域の整備を検討する。

【貨物駅跡地】
 ・市民ニーズや将来の都市像を勘案し、公園整備に向けた検討を行い、有効な土地利用を図る。

【狩野川緑地】
 ・河川と一体となった緑地の充実を図る。

- 【凡例】**
- 都市計画公園（一部未開設）
 - 都市計画公園（未開設）
 - 市街化区域
 - 都市機能誘導区域（立地適正化計画）
 - 都市計画区域

【島郷公園】
 ・地域特性を活かした活用を図る。

【蛇松緑道】
 ・市民ニーズ等を勘案し整備推進を図る。

【都市計画公園（未開設・一部未開設）】

-
-

・人口減少・高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に伴い、都市計画決定当初の必要性等に変化が生じている可能性があることから、都市計画公園の見直しについて検討する。

【基本方針 3】 つかう緑 ～多様な主体による緑地空間の利活用～

(1) 利活用しやすい仕組みづくり

① 都市公園における簡易な利用申請方法の確立

- 電子申請をはじめとした申請手続きの簡略化と効率的な管理の両面から検証し、公園の利活用促進に繋がるよう取組を推進します。
- 都市公園法及び沼津市都市公園条例において許可が必要とされている行為について、都市公園が本来持つ機能維持を図るとともに、誰でも簡単に手続きを行えるように、許可条件をわかりやすく整理したマニュアルを作成します。



緑地空間の活用

② 相談窓口の機能強化

- 緑地空間の維持管理・運営管理に関する相談や質問に対して、適切な情報やアドバイスが提供できるように、パークマネジメント相談窓口の機能強化を行うとともに、活動経験者等と連携した相談者へのアドバイス等を実施します。

③ 支援情報・活動内容のPR

- 本市ホームページなどを活用して、パークマネジメントに関する支援情報・活動内容のPRを推進します。また、パークマネジメントに関する事例紹介や有識者によるアドバイスが提供できるように、市民に向けたシンポジウムや講演会を開催します。

(2) 民間事業者等の取組支援

① 都市公園の管理運営に関する官民連携

- 都市公園を活用する民間事業者等が活用によって得た収益の一部を、都市公園の維持管理・運営管理の財源として還元できる取組を促進し、都市公園の質の向上や利用者の利便性向上に繋がります。

②事業提案・アイデアの募集

- ・民間事業者等に緑地空間の維持管理・運営管理への事業参画を積極的に呼び掛けるとともに、民間事業者等からの緑地空間に関わる事業提案やアイデアを活かし、緑地空間の魅力増進を図ります。



中央公園の利活用

(3)多様な主体との連携

①様々な事業主体と連携した施策の展開

- ・まちづくり、防災、子育て、スポーツ、学校教育、社会福祉、健康など本市の各種事業と連携した緑地空間の維持管理や管理運営を促進し、本市全体の活性化に繋がる整備や利活用に取り組みます。

②パークマネジメントを推進する体制の充実

- ・緑地空間を介した本市全体の活性化を目指し、地元自治会・民間事業者等との連携を図るとともに、より効果的な利活用に繋がるよう庁内関係課と調整を行い、パークマネジメントを展開する体制の充実を図ります。



中央公園の花壇

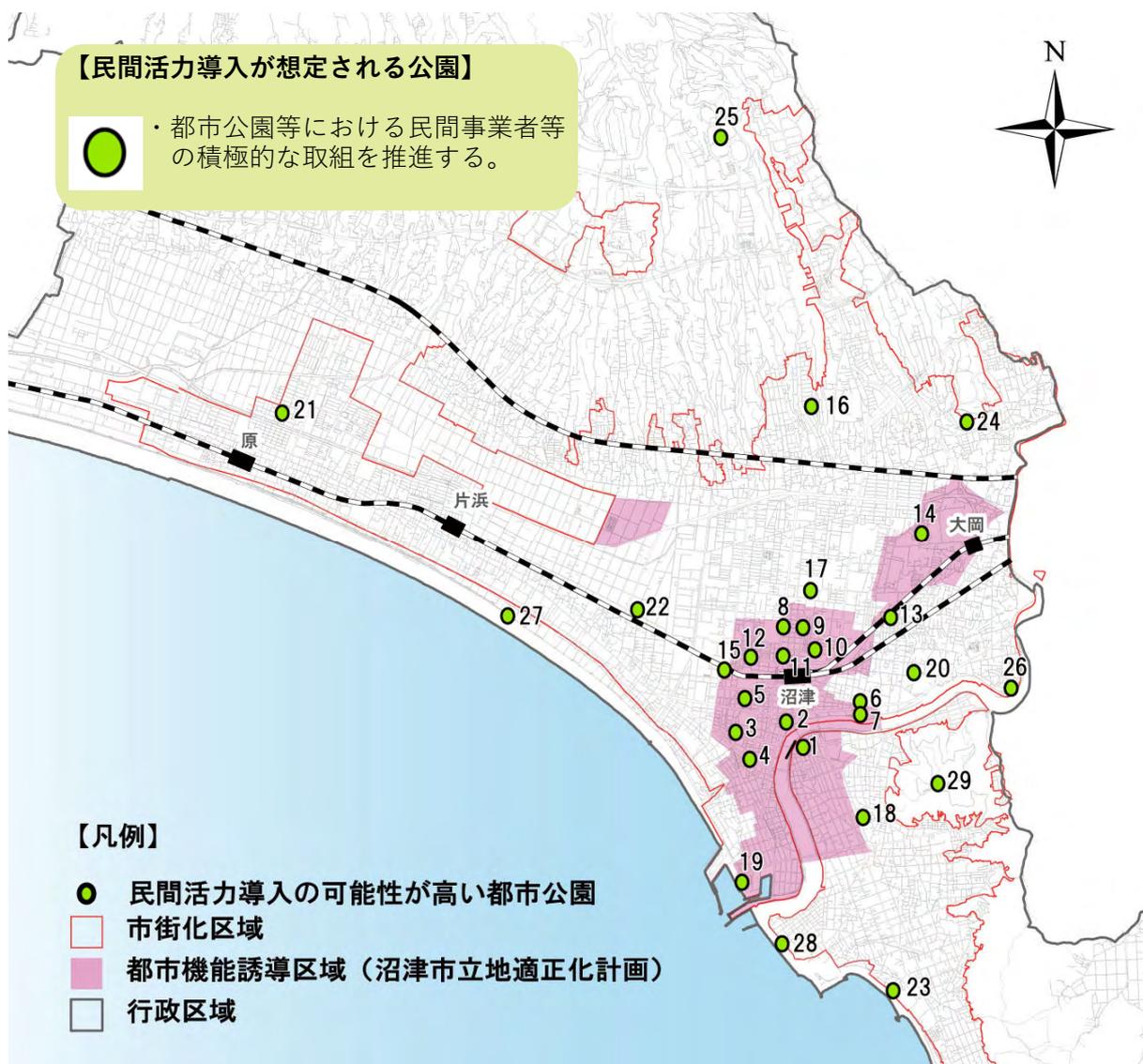
③ガーデンツーリズムによる近隣市町との連携

- ・沼津御用邸記念公園は、三島市の三島市立公園楽寿園、御殿場市の秩父宮記念公園、神奈川県恩賜箱根公園とともに、「富士・箱根・伊豆『皇室ゆかりの庭園』ツーリズム」として、2019年（令和元年度）に国土交通省から認定を受けており、「皇室ゆかり」という共通の特色を活かした連携によって、広域における周遊性の強化や地域の魅力増進を図ります。



沼津御用邸記念公園

【つかう緑 方針図】



◆民間活力導入が想定される公園について

ここでは、2018年度（平成30年度）に策定した「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン」において、民間活力導入の検討を行う対象として検討を推進する「民間活力導入の可能性が高い都市公園」として抽出したものを記載しています。

なお、民間活力導入が想定される公園は、下記いずれかの条件を満たす都市公園等を抽出しています。

- ・「第2次沼津市都市計画マスタープラン」における「観光・レクリエーション拠点」に位置付けられた都市公園
- ・「沼津市立地適正化計画」における「都市機能誘導区域」内に立地する都市公園
- ・計画面積が1ha以上の都市公園
- ・既存事業や地元組織と連携をとることのできる都市公園
- ・市民アンケートにおいてサービス提供に対する需要の高い上位5つの都市公園

表－民間活力導入が想定される公園一覧

	種 別	名 称	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	対象公園抽出における条件				
					①	②	③	④	⑤
1	街区公園	香貫公園	0.32	0.32		○		○	
2	〃	中央公園	0.61	0.61		◎		○	○
3	〃	山神道公園	0.05	0.05		◎			
4	〃	浅間公園	0.10	0.10		◎			
5	〃	西条公園	0.06	0.06		◎			
6	〃	山王公園	0.43	0.43		○			
7	〃	一里塚公園	0.03	0.03		○			
8	〃	新宿公園	0.09	0.09		◎			
9	〃	八反庄公園	0.10	0.10		○			
10	〃	米山公園	0.10	0.10		○			
11	〃	高島公園	0.04	0.04		◎			
12	〃	高沢公園	0.70	0.70		◎		○	
13	〃	伝馬北公園	0.06	0.06		○			
14	〃	大岡駅前公園	0.05	0.05		○			
15	〃	双葉町公園	0.24	0.23		○			
16	〃	豊町公園	0.43	0.43				○	
17	近隣公園	沼津北公園	3.80	0.40			○		
18	〃	宮原公園	2.00	0.50			○		
19	〃	港口公園	1.60	1.60		○	○		
20	〃	大岡公園	3.50	2.10			○		○
21	〃	町中公園	1.00	1.00			○		
22	地区公園	片浜北公園	5.10	1.11			○		
23	総合公園	沼津御用邸記念公園	15.60	15.60	○		○		
24	〃	門池公園	13.20	6.84			○	○	○
25	運動公園	愛鷹運動公園	65.50	60.14	○		○		○
26	〃	黄瀬川公園	11.70	1.07			○		
27	特殊公園 (風致公園)	千本浜公園	14.60	14.60			○		○
28	〃 (〃)	我入道公園	23.00	5.25			○		
29	〃 (〃)	香貫山公園	62.60	5.60			○		

※条件②「沼津市立地適正化計画」における「都市機能誘導区域内」に立地する都市公園のうち、「商業地域」に立地する都市公園を「◎」としています。

※「島郷公園」は未開設のため、本抽出からは除いています。

※対象公園抽出における条件（再掲）

- ・条件①：「第2次沼津市都市計画マスタープラン」における「観光・レクリエーション拠点」に位置付けられた都市公園
- ・条件②：「沼津市立地適正化計画」における「都市機能誘導区域内」に立地する都市公園
- ・条件③：計画面積が1ha以上の都市公園
- ・条件④：既存事業や地元組織と連携をとることのできる都市公園
- ・条件⑤：市民アンケートにおいてサービス提供に対する需要の高い上位5件の都市公園

(1) 公有地の緑化

① 河川・水路の緑化

- 自然豊かな都市環境の形成を図るため、生物の生息環境に配慮した多自然川づくりを推進します。また、「ぬまづ生物多様性地域戦略」等の関連計画との整合を図り、生態系ネットワークの形成を推進します。
- 狩野川等の河川沿いや干本浜等の海岸線沿いの緑を活用し「水と緑のネットワーク」を形成することで、歩行者、自転車等による回遊ネットワークの充実を図ります。また、来訪客の回遊性及び利便性向上を図るため、散策コースの設定等を推進します。
- 内膳堀（上堀）における水質浄化を推進し、魅力的な水辺景観や市民の憩いの場となる親水空間を創出します。



海岸線沿いのサイクリング

② 道路空間の緑化

- 大きくなりすぎた樹木や周辺景観と調和しない樹木等について、地域コミュニティや近隣事業者等の意見を伺い、景観や交通安全に配慮した緑地空間の形成を図ります。
- 街路樹を選択する際は、地域性を熟知した専門家等の意見を踏まえ、地域特性を活かした特徴ある街路空間を整備します。また、樹種選定にあたっては維持管理がしやすく良好な環境を保ちやすい樹種を選定し、街路樹の適正な管理と交通安全の両立を推進します。

③ 公共施設等の緑化

- 交流スペースの確保と親しみやすい緑化を推進します。
- 外周部や駐車場、屋上、壁面等の緑化を推進します。
- 周辺環境との調和を図るとともに、他施設の見本となるよう効果的な緑化を推進します。



プラサヴェルデの屋上緑化

(2)民有地の緑化

①住居系の緑化

- 地区計画、緑地協定の適用により緑豊かなまちづくりを進めます。
- 生垣など地域性に配慮した沿道の緑化の支援を推進します。

②商業業務系の緑化

- 景観形成重点地区の設定等により、良好な景観の誘導を図ります。開発の際は、地権者と緑化スペースの確保や壁面緑化等について協議し、官民連携による緑化推進を図ります。
- 開発許可制度に沿って緑化指導を行います。



ららぽーと沼津（うみの広場）

③工業系の緑化

- 工場立地法に基づく緑地の確保を指導するとともに、民間事業者等との連携を図り、周辺の自然環境や住環境と調和した敷地内の積極的な緑化を推進します。

(3)緑化推進の仕組みづくり

①緑化推進体制の充実

- 市民団体で構成される沼津市緑化推進協議会との更なる連携を図り、各種講座や緑化啓発運動等を通じて、市民緑化活動の活性化を図ります。

②維持管理・運営管理に関する地域への権限移譲

- 公園における市民や民間事業者等による自主的な取り組みを促進し、公園を含めた地域の更なる魅力増進に繋がるよう、都市公園等における使用許可や管理・運営の一部を行政から地域へ委譲する仕組みづくり（パークマネジメント協定制度）を進めます。

(4)緑化活動の推進

①各種団体等との連携による緑化推進

- 多様な世代に向けた環境教育により、河川や里山などの樹林等、市民にとって身近な自然環境や地域資源への関心を深める取組を推進します。
- 学校の総合的な学習の時間等を活用した地域の環境学習や各種団体の活動の場として、都市公園や緑地空間等を積極的に活かします。
- 地域コミュニティや民間事業者等と行政が連携を図り、公園や歩行空間における緑化活動を通じて生きがいや楽しみに繋げるとともに、緑化による居心地の良い空間形成を推進します。

②緑に関する人材・団体の育成と登録・活用

- 様々な人材の登用や団体間の交流を促進し、各種団体が抱えるメンバーの高齢化等の課題解決に取り組みます。

【市民団体】

「都市公園愛護会」、「沼津市花の会」、「戸田花の会」、「NPO法人環境整備・森と竹で健康クラブ」、「市道千本緑を守る会」等

③緑のイベント・キャンペーンの開催

- 緑の大切さを理解し、緑を楽しむ機会づくりとして、緑に関する様々な講座・自然観察会の開催、花いっぱい週間の設定による市民ぐるみの運動キャンペーンの開催、本市の緑を活かしたイベント・キャンペーン活動を企画する等、市民団体等と連携した取組を推進します。



地域住民による農地を生かした景観形成（浮島）



緑化推進イベント「みどりまつり」

【育てる緑 方針図】

